

景観計画とは

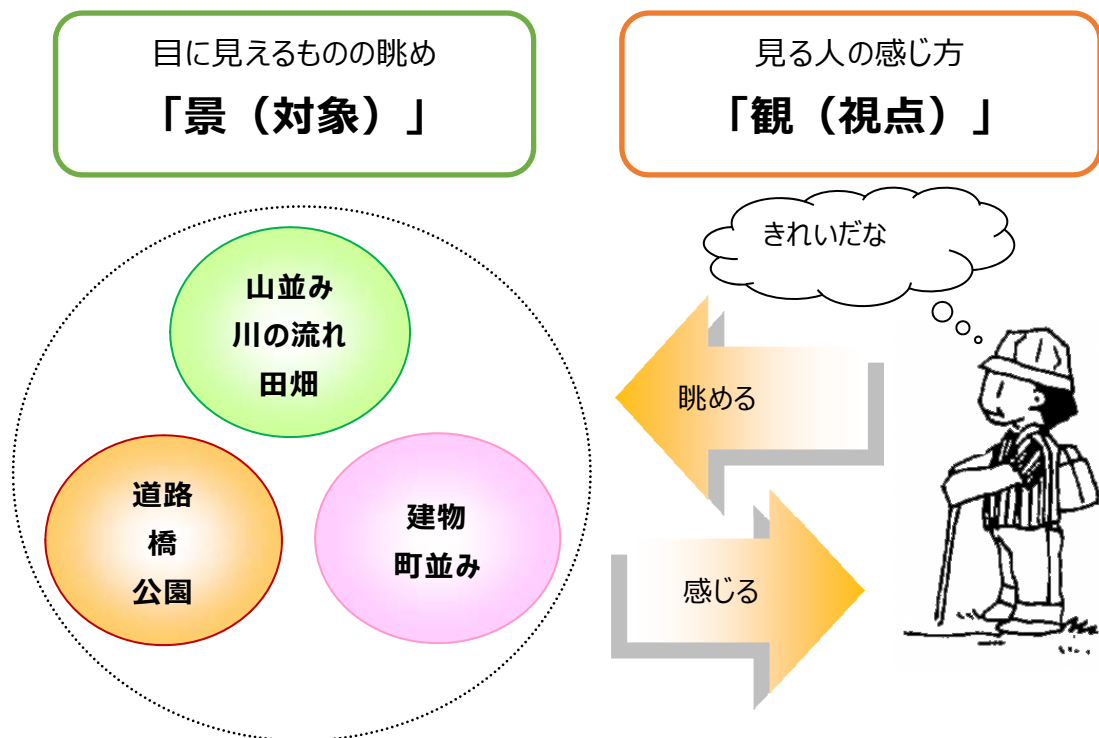
＜目 次＞	
I 景観とは -----	1
1. 景観とは -----	1
2. 景観の特徴 -----	2
II 景観法とは -----	3
1. 景観法制定の背景 -----	3
2. 景観法とは -----	4
III 景観計画とは -----	5
1. 景観法における位置づけ -----	5
2. 景観計画に定める内容 -----	5
3. 景観計画の特徴 -----	6
IV 景観条例について -----	7
1. 景観法の規定も踏まえた景観条例へ -----	7
2. 景観条例の構成 -----	7
V 景観計画の施行状況について -----	8
1. 景観法の施行状況 -----	8
2. 景観法施行の効果や新たな課題 -----	8
VI みなかみ町が景観づくりに取り組む意義 -----	9

I 景観とは

1. 景観とは

○ 「景観」とは、山並みや川などの自然や、建物や道路の町並みなどを、一体的に眺め、感じた様子のことをいいます。

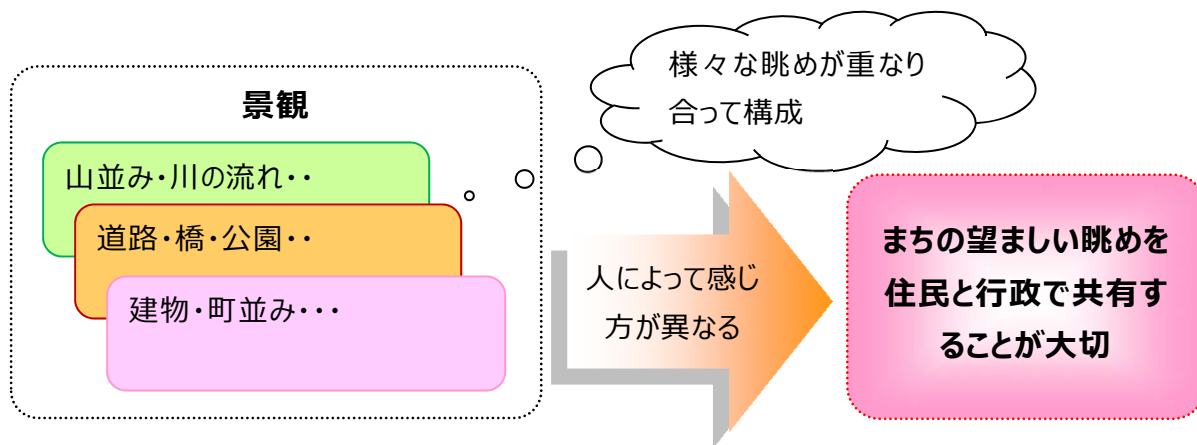
また、まちの善し悪しを「見る」ことによって測る「ものさし」となる性質を持っています。



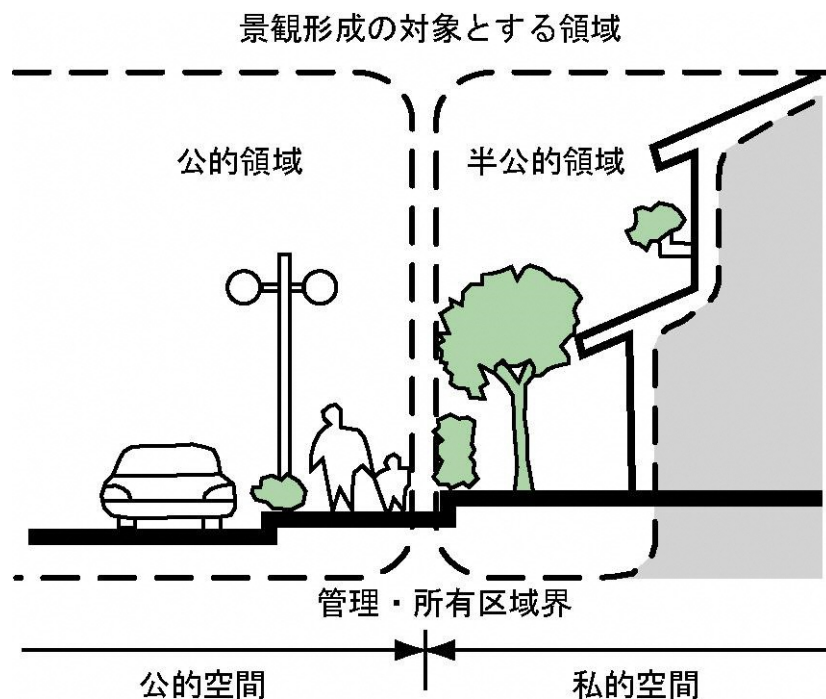
農地・集落の家並みと背景となる山並みの眺め

2. 景観の特徴

- 「景観」は、様々な眺めが重なり合っ構成されています。
見る人の感じ方によって善し悪しの評価が異なる性格を持つことから、みなかみ町の望ましい眺めを住民相互、また住民と行政が共有していくことが大切です。



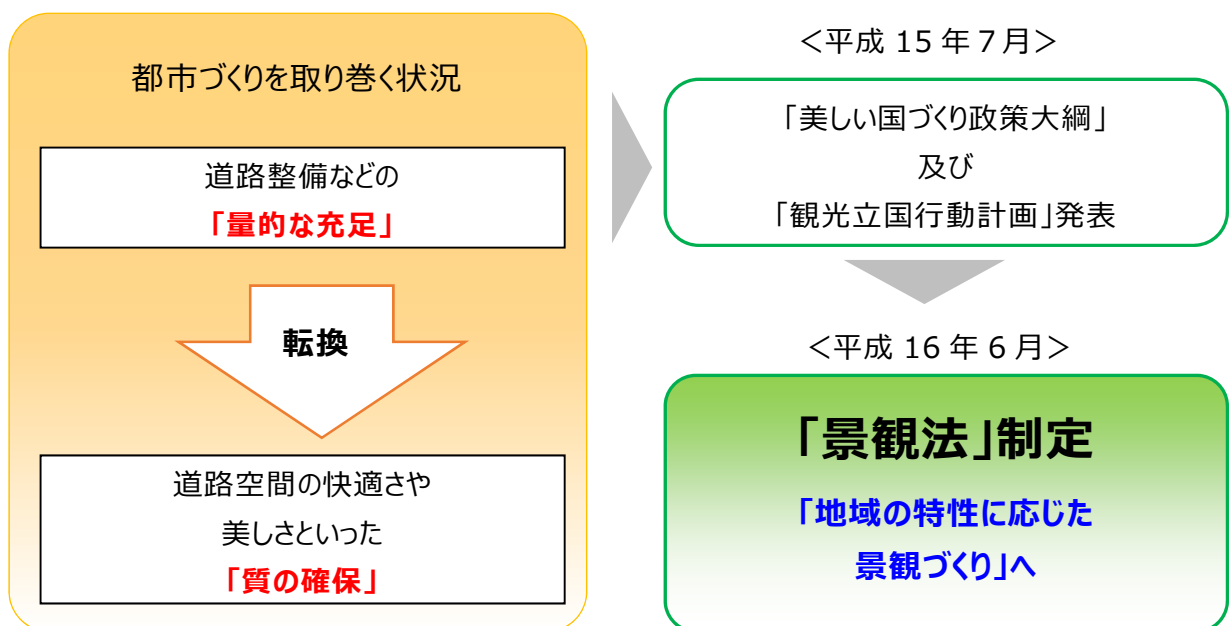
- 「景観」は、私的な空間であっても、周辺に影響を与える「見えるものの眺め」の一部として、公共性を持つことに特徴があります。
このため、景観をつくっていくためには、住民一人ひとりが景観の公共性を認識し、気配りをしていくことが重要なポイントとなります。



Ⅱ 景観法とは

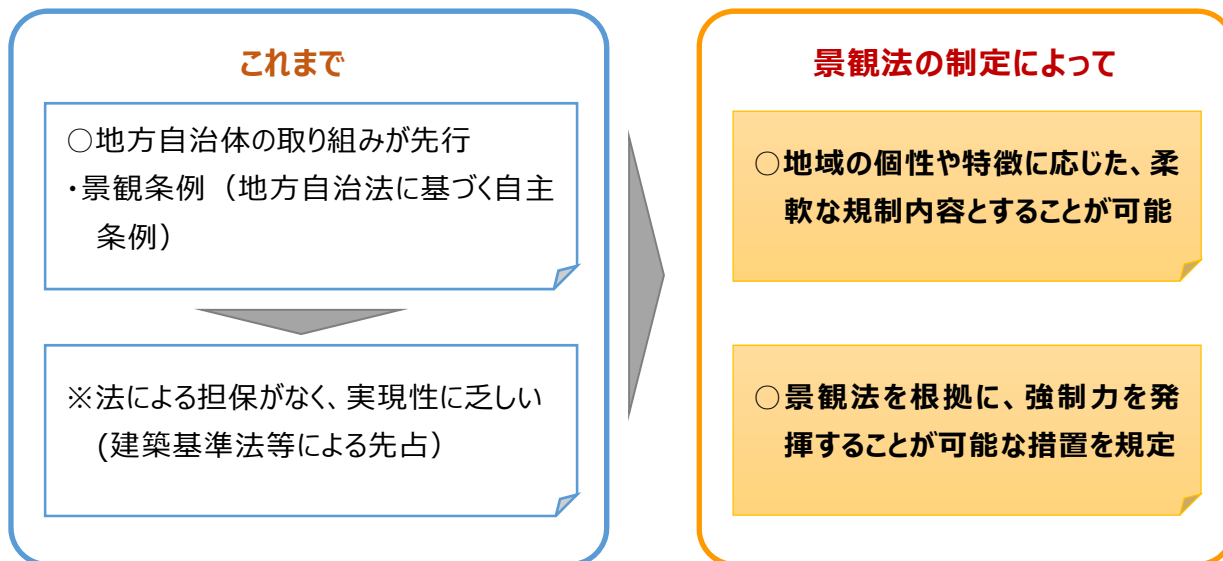
1. 景観法制定の背景

- 「景観法」は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」及び「観光立国行動計画」が発表され、これまでの、例えば道路といった都市基盤施設の整備などの「量的な充足」を目的としたものから、道路空間の快適性や美しさ、適切な維持管理などの「質の確保」を重視した都市づくり・地域づくりを進める観点から、地域の特性に応じた景観づくりを進めるための法律として、平成16年6月に成立・公布されました。



2. 景観法とは

- 景観法は、景観に関わる取り組みの根拠となる法律です。



資料：景観まちづくりリーフレット(国土交通省)

- 景観法には、住民、事業者、国、地方自治体の責務を規定し、景観づくりにおけるそれぞれの主体の役割が明記されています。このため、それぞれの主体が連携し合い、協働により景観づくりを進めることが必要となります。

Ⅲ 景観計画とは

1. 景観法における位置づけ

- 景観計画とは、景観法に規定された、地域の個性や特徴に応じた景観づくりを進めるための制度の一つであり、景観行政を総合化・体系化する計画と位置づけられます。
- みなかみ町においては、今後、この景観計画に基づき総合的・計画的に景観づくりに取り組むこととなります。

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

<景観行政団体とは>

- ・都道府県、指定都市等、または都道府県知事と協議して景観行政を実施する市町村を指します。みなかみ町においては、景観計画の検討と並行し、景観行政団体となるべく県知事と協議を進める予定です。

2. 景観計画に定める内容

- 景観計画には、次の事項を定めます。

定める事項	内容
①景観計画の区域	・景観計画を適用する区域を定めます。（※必須事項）
②良好な景観の形成に関する方針	・景観計画区域において、目指すべき良好な景観の姿（将来像）や基本目標、これらを実現するための取り組みの方向などを定めます。（努力事項）
③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	・良好な景観の形成に関する方針に定めた目指すべき景観の姿や基本目標などを実現するため、これらに影響を及ぼすおそれのある行為に対する制限事項を定めます。（※必須事項）
④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	・景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物及び樹木を保全・適切な維持管理を図るため、これらを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定するための方針を定めます。（※指定の対象となるものがある場合は必須事項）
⑤その他良好な景観の形成に必要な事項	・屋外広告物に対する景観的な配慮や道路等の公共施設に対する景観的な配慮事項など、みなかみ町の良好な景観の形成に必要なその他の事項を定めます。

3. 景観計画の特徴

■特徴1

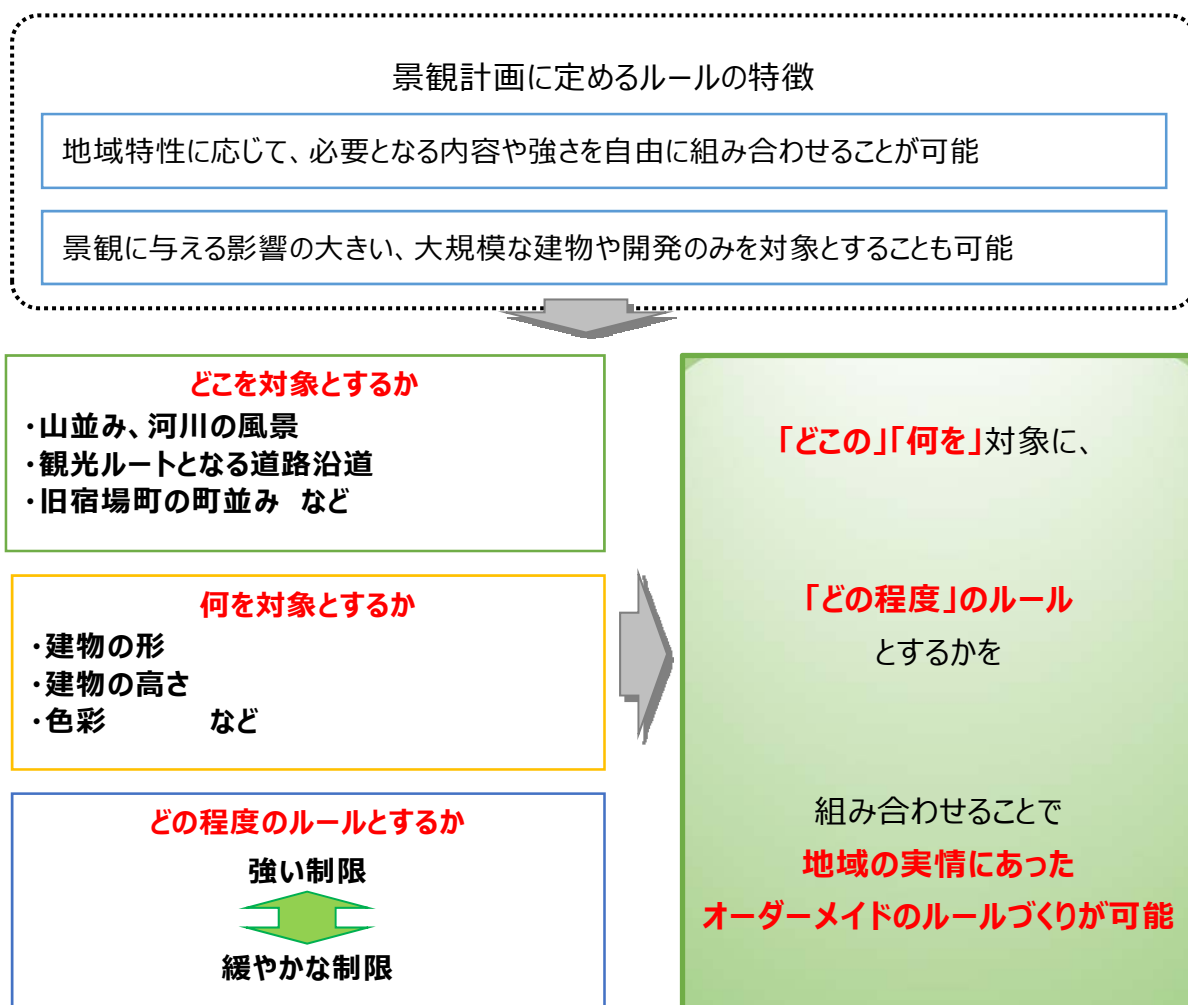
みなかみ町のあるべき景観の姿を明らかにするもの

- 「良好な景観の形成に関する方針」を定め、「本町のあるべき景観の姿」を明示する役割を担っています。
- いわば、住民・事業者・行政などの主体相互が景観づくりを進めるための「道しるべ」となり、その方向性を共有することで、連携と協働による景観づくりが可能となります。

■特徴2

地域の特徴に応じて、必要なルールを定めるもの

- 「③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」などにおいて、一定のルールを定めることで、地域の特徴に応じた良好な景観を誘導することが可能となります。



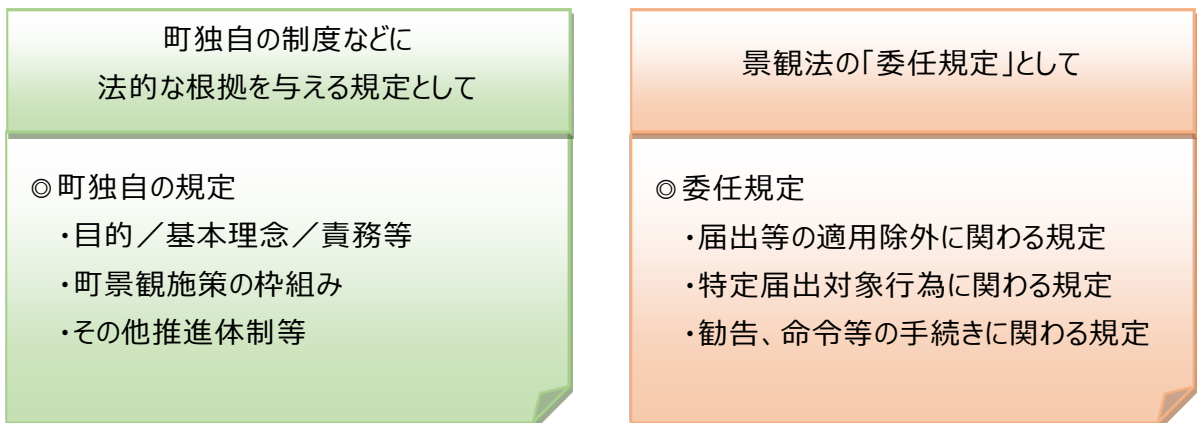
IV 景観条例について

1. 景観法の規定も踏まえた景観条例へ

- みなかみ町においては、既に景観づくりに対する町独自の制度などに法的な根拠を与える条例として「美しいみなかみ町の風景を守り育てる条例」が制定されています。
- 今後、景観計画の策定に並行して条例改正案の検討を進め、独自制度に加えて、景観法の「委任規定」を1つの条例として総合化・体系化することで、法的な根拠を強化することを検討しています。

2. 景観条例の構成

- 改正条例は、「町独自の規定」と「景観法に基づく委任規定」で構成することを想定しています。



■「景観法に基づく『委任規定』」とは

→細かな、具体的な事項について、地域の景観特性に応じ、市町村等が定める条例に「任せ
る」としている規定のことです。

例えば・・・

委任条例を定めない場合

景観計画に定めるルールの対象は、建築物等の新增改築の全部に

委任条例を定めた場合

規模の小さな建築物の新築などを、ルール適用の対象外にすることが可能に

V 景観計画の施行状況について

1. 景観法の施行状況

- 景観法の制定から10年以上が経過し、法に位置付けられた各種制度の活用が進んでいます。県内では中核市である前橋市、高崎市を含め、16市町村で策定済(平成28年4月策定の桐生市を含めると17市町村)となっています。

表 景観法の施行状況(平成28年3月31日現在)

制度等	施行済地方公共団体数				
	合計	都道府県	政令市	中核市	その他市町村
景観行政団体	681	45	20	45	571
景観計画	523	20	20	42	441
景観重要建造物	442件	2		77	
景観重要樹木	597件	-		46	
景観協定	67件	3		35	
景観協議会	64組織	2		37	
景観整備機構	111法人	19		57	
景観地区	44地区	-		26	
準景観地区	5地区	-		4	
景観農業振興地域整備計画	8	-		8	
屋外広告物条例	-	-	-	-	86

資料：国土交通省

2. 景観法施行の効果や新たな課題

- 景観法の施行により、観光・交流の促進や生活環境の魅力の向上などが図られた一方で、経済社会情勢の変化などとともに、新たな課題も生じています。

効果

- **観光・交流の促進**
→観光客や来訪者、宿泊客の増加など
- **生活環境の魅力の向上**
→住民の地域への愛着、生活環境への満足度の向上など
- **地域産業の振興**
→地場産業の活性化など

新たな課題

- 携帯電話の中継アンテナ、太陽光パネル、風力発電施設などが新たな景観上の支障の要因に
- 屋外広告物の一層の適正化と効果的な活用
- 公共的な看板や公共土木工事の景観的な配慮の徹底

VI みなかみ町が景観づくりに取り組む意義

- みなかみ町で「景観法」を活用した景観づくりに取り組む意義を、次のように考えています。

■ みなかみ町にとって景観が大事な理由

- 景観は、「まちの善し悪しを『見ること』によって測る『ものさし』」といわれます。暮らしやすいまち、訪れる価値のあるまちには、心地よく、魅力的な景観が不可欠と考えます。
- 美しく豊かな自然を象徴する山並みへの眺望や旧宿場町の町並みなどを次の世代に引き継ぐとともに、さらにその価値を高める景観づくりは、特に観光産業に特色のある本町においては、交流人口の拡大などの原動力となって、まちの発展を牽引していくことになると思います。

■ みなかみ町が景観づくりに取り組む理由

- これまでも「美しいみなかみ町の風景を守り育てる条例」に基づき、景観づくりに取り組んできましたが、町独自の条例であり、法的な強制力は必ずしも高くありません。
- このため、景観法に基づく景観計画の策定とこれを運用するために必要な景観条例への改正を両輪として、まちの価値を高める景観づくりをより強力に進めていくことが必要と考えています。

■ 「今」のタイミングで取り組む必要性

- 景観を良いものにするためには、住民の皆さんと町が「まちのあるべき景観の姿」を共有することが不可欠です。そのためには、長い時間が必要となります。ユネスコエコパークへの登録を控え、大切な資源であり宝である豊かな自然と人が支え合い、共生する姿(景観)を世界に向けて情報発信することも求められます。
- このため、できるだけ早く、計画づくりを進め、みなかみ町のあるべき景観の姿を共有し、法に基づく強制力を持った計画のもとで、具体的な景観づくりをスタートさせることが必要と考えます。